

目次

8月・11月はいばらき働き方改革推進月間です！/仕事と生活の調和推進計画のご案内	2
令和2年度「県立IT短大」入学生募集	3
水戸産業技術専門学院【総合実務科】受講生募集！！	4
令和2年度 県立産業技術専門学院入学生募集！	5
労働保険料の口座振替納付について	6
「業務改善助成金」及び「時間外労働等改善助成金」のご案内	7
両立支援等助成金制度のご案内	8
労働保険関係法令違反事業所の新卒求人不受理について	9
無期転換ルールとは	10～11
出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン	12
労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう	13
労働委員会の窓から	14～15
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！	16
「経営者随行 インターンシップ」を実施します	17

8月・11月は、「いばらき働き方改革推進月間」です

いばらき働き方改革推進協議会（経済団体、労働者団体、行政機関等）では、官民が連携して、働き方改革の推進に取り組んでいます。

8月・11月のいばらき働き方改革推進月間を機会に、長時間労働の抑制や年次有給休暇取得の促進などにより、多様で柔軟な働き方が可能な労働環境の整備や、効率的な業務改善に取り組みましょう。



「仕事と生活の調和推進計画」を策定しましょう

～ワーク・ライフ・バランスはじめの一步～



県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！

また、県の建設工事の入札参加資格者名簿（平成31・32年度資格者名簿分）作成の際の加点項目となるほか、商工中金の「いばらき働き方改革・子育て応援ローン」、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援金」を利用することができます。詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください（様式と計画の記入例を掲載しています）。

問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

電話：029 - 301 - 3635 FAX：029 - 301 - 3649

E-mail: rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

HP: <http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbtop.html>

茨城県 働き方改革 で検索！

13年連続就職率100%！ 女子も活躍！

令和2年度「県立IT短大」入学生募集

県立産業技術短期大学校（県立IT短大）では、
産業界の即戦力となるIT技術者を育成しています！
きめ細やかな指導により、開校以来13年連続で就職率は100%、
昨年度の求人倍率は5.1倍と県内のIT企業からは引く手あまたの
状態です。
また、合格率が20%程度の難関な国家試験（基本情報技術者試験）
に多くの学生が合格しております。
昨年度から情報処理科の募集定員を倍増し、多くの皆様のご応募
をお待ちしております！



◆募集内容

募集施設	茨城県立産業技術短期大学校（県立IT短大） 所在地 〒311-1131 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 交通 大洗鹿島線常澄駅下車徒歩7分
募集訓練科(募集定員)	情報システム科（20人）／情報処理科（40人）

◆入試等日程

		受付期間	選考日	合格発表
高等学校長または 中等教育学校長推薦		令和元年9月2日(月) ～10月3日(木)	令和元年10月10日(木)	令和元年10月17日(木)
特別推薦		令和元年12月18日(水) ～令和2年1月17日(金)	令和2年1月25日(土)	令和2年1月31日(金)
一般入試	前期	令和元年11月1日(金) ～12月3日(火)	令和元年12月10日(火)	令和元年12月17日(火)
	中期	令和元年12月24日(火) ～令和2年1月28日(火)	令和2年2月4日(火)	令和2年2月12日(水)
	後期	令和2年2月13日(木) ～3月12日(木)	令和2年3月19日(木)	令和2年3月25日(水)

◆学費

入学金	①126,750円（平成31年4月1日以前から引き続き県内に住所を有する者） ②195,000円（①以外の者）
授業料	390,000円（年額）
授業料免除	経済的な理由によって、授業料の納付が困難な学生で、一定条件を満たす場合は、授業料の免除等が受けられます。
その他	教科書代、各種用具等の諸経費が必要です。

※ 詳細については学生募集要項を参照してください。
短大ホームページ <http://www.ibaraki-it.ac.jp/> からダウンロードできます。



令和元年度後期生募集

水戸産業技術専門学院【総合実務科】受講生募集!!

～軽度の知的障害のある方を対象とした職業訓練～

授業料無料（※）【募集人員：10名】

※テキスト代、作業服代や傷害保険など個人的な費用については実費負担となります。

訓練内容

きめ細やかな指導により、OA実技を含む基礎学科、生活習慣の確立やコミュニケーション能力を高める社会適応訓練、販売・物流業務、清掃業務、介護業務等に関する知識・技能の習得し、就職を目指します。

★就職先の主な業種：卸小売業、製造業、介護・福祉業、建設・運輸・物流 等

訓練期間

令和元年10月4日（金）～令和2年3月18日（水）まで【6ヶ月】

○ 訓練時間 8時30分から16時

訓練対象者（次のすべての要件を満たしている方）

- 軽度の知的障害者としての療育手帳を所持している方、又は公的機関でこれと同等と判断された方
- 公共職業安定所に求職申し込みを行っており、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けられる方
- 職業訓練を受講することに熱意を有し、就労意欲があり、職業的自立が可能と認められる方
- 自ら通学が可能で、集団生活及び職業訓練を受講するのに支障がないと認められる方

訓練実施場所・選考試験会場

茨城県立水戸産業技術専門学院 水府町校舎

所在地：水戸市水府町864-4（茨城県職業人材育成センター研修棟3階）

選考日程

○ 募集期間 令和元年6月17日（月）～8月20日（火）

○ 選考日 令和元年9月2日（月）午前8時45分

選考内容：小テスト（簡単な計算・読み書き）、軽作業（簡易作業及び適性検査）、面接（本人及び保護者）を行いますので、筆記用具（鉛筆）を持参してください。

○ 合格発表日 令和元年9月6日（金）午前9時

その他

- 「受講指示者」には、雇用保険又は訓練手当が支給されます。
 - 「支援指示者」には、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」が支給されます。
- 詳細は、最寄りのハローワークへご相談ください。

問合せ先

詳細については、水戸産業技術専門学院又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

茨城県立産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院 総合実務科（水府町校舎）

TEL：029-300-5221，FAX：029-300-5222，ホムズ <http://www.ibaraki-it.ac.jp/gakuin/>

令和2年度 県立産業技術専門学院入学生募集！

来年度の県立産業技術専門学院の入学生を募集します！

企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス指導によりきめ細やかな訓練を行っています。高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。また、効率で授業が安いうえ、就職に有利な複数の資格も取得できるので、就職に強く、毎年、ほとんどの修了生が正社員として就職しています。(2018年度就職率 99.4%)
多くの皆様のご応募をお待ちしております！



YouTube で PR 動画を公開しています！
URL <https://www.youtube.com/watch?v=6DGCzEK-rS4>

◆募集内容

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員		
産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL029-269-2160)	2年	自動車整備科 建築システム科	20名 25名		
	1年	電気工事科	20名		
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)	1年	機械加工科 金属加工科	15名 20名		
		鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL0299-69-1171)	2年	プラント保守科	20名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL029-841-3551)	2年	機械技術科 コンピュータ制御科 自動車整備科	20名 20名 20名		
		筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)	2年	機械システム科	20名
			1年	電気工事科	20名

◆選考試験日程等

	自己推薦入学者選考試験	学校長推薦入学者選考試験
受付期間	令和元年7月8日(月)~8月20日(火)	令和元年9月2日(月)~9月20日(金)
選考試験日	令和元年8月26日(月)	令和元年9月27日(金)
合格発表日	令和元年8月30日(金)	令和元年10月4日(金)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院	入学を希望する産業技術専門学院

	一般入学者選考試験 A日程	一般入学者選考試験 B日程
受付期間	令和元年10月7日(月)~10月25日(金)	令和元年11月11日(月)~12月6日(金)
選考試験日	令和元年11月1日(金)	令和元年12月13日(金)
合格発表日	令和元年11月8日(金)	令和元年12月20日(金)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院	入学を希望する産業技術専門学院

※ 応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。
茨城県産業戦略部労働政策課(TEL029-301-3653)のホームページでもご覧いただけます。

労働保険料の納付は、口座振替が便利です。

★一度登録すれば次の納期以降も自動継続されます。この機会に申し込みをお勧めします。★

1. 「口座振替納付」のメリット

- ◆金融機関窓口に出向かずに納付ができます
忙しくて銀行に行く時間がない！窓口で待たされる！そんなあなたに…
- ◆納付“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、
延滞金を課せられる心配がありません。
- ◆手数料はかかりません
- ◆ゆとりある納付期日で安心
口座振替を利用しない場合に比べて第1期分納付期日が約2か月延長されます。

口座振替納付日

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替による納付日	9月6日	11月14日	2月14日
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
金融機関への申込締切日	2月26日(終了)	8月14日	10月11日

※当該日が、土曜日、日曜日及び祝日に当たるときは、その翌日が期日となります。

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

2. 口座振替の申込手続

お申し込みまでの流れ

申込用紙の入手

口座を開設している金融機関に提出

通知

- ⇒ 口座振替日の約3週間前に振替納付額等をお知らせします。
- ⇒ 引き落とし後も、約3週間で振替結果通知をお送りします。

- ※ 申込用紙を、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。
- ※ 申込用紙を、茨城労働局、各労働基準監督署の窓口でお受け取りください。
- ※ 登録手続きが完了した方に、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。
- ※ 一部の金融機関では、口座振替の取り扱いがありません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

詳細はこちら <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

茨城労働局総務部
労働保険徴収室
TEL 029-224-6213

「業務改善助成金」及び「時間外労働等改善助成金」のご案内

生産性向上等を通じた最低賃金の引き上げを支援するための助成制度や労働時間等の設定改善を支援するための助成制度です。ぜひ、活用をご検討ください。

◆ 業務改善助成金

<p>事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して、その経費の一部を助成</p>	<p>○助成率 原則、設備投資等に要した費用の 3/4 (生産性要件を満たす場合 4/5)</p> <p>○上限額 事業場内最低賃金を引き上げた労働者数により 50 万円、70 万円又は 100 万円</p>
---	--

◆ 時間外労働等改善助成金

<h4>1. 時間外労働上限設定コース</h4>	
<p>時間外労働の上限設定を行うことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた中小企業事業主に対して、その経費の一部を助成</p>	<p>○助成率 原則、設備投資等に要した費用の 3/4</p> <p>○上限額 現に有効な 36 協定の時間外労働の上限時間の設定時間数等に応じて 50 万円、100 万円、150 万円 など</p>
<h4>2. 勤務間インターバル導入コース</h4>	
<p>勤務間インターバル制度を導入することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた中小企業事業主に対して、その経費の一部を助成</p>	<p>○助成率 原則、設備投資等に要した費用の 3/4</p> <p>○上限額 インターバル時間数等に応じて 40 万円、50 万円、80 万円又は 100 万円</p>
<h4>3. 職場意識改善コース</h4>	
<p>所定外労働時間の削減、年次有給休暇取得促進に取り組むこと等を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた中小企業事業主に対して、その経費の一部を助成</p>	<p>○助成率 成果目標の達成状況等により、原則、設備投資等に要した費用の 3/4 又は 1/2</p> <p>○上限額 成果目標の達成状況に応じて、 50 万円又は 100 万円</p>
<h4>4. 団体推進コース</h4>	
<p>3 社以上で組織する中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成</p>	<p>○助成率 定額</p> <p>○上限額 原則、500 万円</p>

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。また、申請総額が予算額を超過した場合等は、予算の範囲内において支給します。

詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室 (TEL 029-277-8294) へお問い合わせください。

両立支援等助成金のご案内

*支給額の〈 〉内は、生産性要件を満たす場合の助成額です。

1. 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主及び育児目的の休暇を導入し男性労働者に利用させた事業主に対して助成

① 男性労働者の育児休業

- 1人目の育休取得
 中小企業 57万円〈72万円〉
 中小企業以外 28.5万円〈36万円〉

*2人目以降の支給額は、取得日数等により額が異なります。

*1企業あたり1年度10人まで支給

② 育児目的休暇

- 中小企業 28.5万円〈36万円〉
 中小企業以外 14.25万円〈18万円〉

*1企業1回まで支給

2. 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、又は仕事と介護との両立に資する制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して助成

① 介護休業

- 【休業取得時】 28.5万円〈36万円〉
 【職場復帰時】 28.5万円〈36万円〉

② 介護両立支援制度 28.5万円〈36万円〉

*それぞれ、1企業あたり1年度5人まで支給

3. 育児休業等支援コース

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主に対して助成

① 育休取得時 28.5万円〈36万円〉

② 職場復帰時 28.5万円〈36万円〉

*業務代替労働者への職場支援等の取り組みをした場合、加算あり

*1企業あたり無期雇用者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給

→ 「育児休業等支援コース」には、その他、代替要員を確保し育児休業者を原職復帰させた場合等の助成金もあります。

4. 再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成

【再雇用者1人目】

- 中小企業 38万円 〈48万円〉
 中小企業以外 28.5万円〈36万円〉

【再雇用者2～5人目】

- 中小企業 28.5万円〈36万円〉
 中小企業以外 19万円〈24万円〉

*上記の額を継続雇用6か月後、1年後の2回に分けて半額ずつ支給

5. 女性活躍加速化コース

常時雇用する労働者が300人以下の中小企業事業主が、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した場合に助成

各コース1企業1回限り

- ・加速化Aコース（取組目標達成時） 38万円〈48万円〉
- ・加速化Nコース（数値目標達成時） 28.5万円〈36万円〉
 （女性管理職の比率が15%の場合 47.5万円〈60万円〉）

○ 上記以外にも詳細な要件が定められています。また、申請総額が予算額を超過した場合等は、予算の範囲内において支給します。

○ 詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室（TEL 029-277-8294）

ハローワークでは 労働関係法令違反があった事業所の 新卒求人は受け付けません！

新卒一括採用の慣行の中で、新卒採用時のトラブルは、職業生活に長期的な影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、ハローワークでは、一定の労働関係法令違反があった事業所を新卒者などに紹介することのないよう、こうした事業所の新卒求人を一定期間受け付けません（以下、「不受理」という）。

不受理となる対象と不受理期間

下表1・2のように、労働基準法などの労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けたり、公表されたりした場合に、新卒者等（※1）であることを条件とした求人が不受理の対象となります。不受理の期間は、AまたはBの2通り（※2）があります。

1. 労働基準法と最低賃金法に関する規定（※4）

不受理となる対象	不受理期間
(1) 1年間に2回以上同一条項（※3）の違反について是正勧告を受けている場合	A
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合	A
(3) 対象条項違反により送検され、公表された場合	B

2. 職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児介護休業法に関する規定（※4）

不受理となる対象	不受理期間
(1) 法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合	A

（※1）新卒者等の範囲は以下の通りです。

- ① 学校(小学校及び幼稚園を除く)、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
- ③ 上記新卒求人に応募できる①、②の卒業生及び修了者

（※2）不受理期間A・Bは、それぞれ下の期間です。

<p style="text-align: center;">不受理期間 A</p> <p style="text-align: center;">法違反が是正されるまで + 是正後6カ月経過するまで</p>	<p style="text-align: center;">不受理期間 B</p> <p style="text-align: center;">送検された日から1年経過するまで (是正後6カ月経過するまでは、 不受理期間を延長)</p>	} (※4)
---	---	--------

（※3）同一条項とは項レベルまで同一のものをいいます。

例えば、労働基準法第37条第1項を1年に2回以上違反している場合 など

（※4）法令の対象条項や、不受理期間取扱いの詳細についてはお問い合わせ下さい。

(問合せ先 TEL:029-224-6218 茨城労働局職業安定部職業安定課まで)

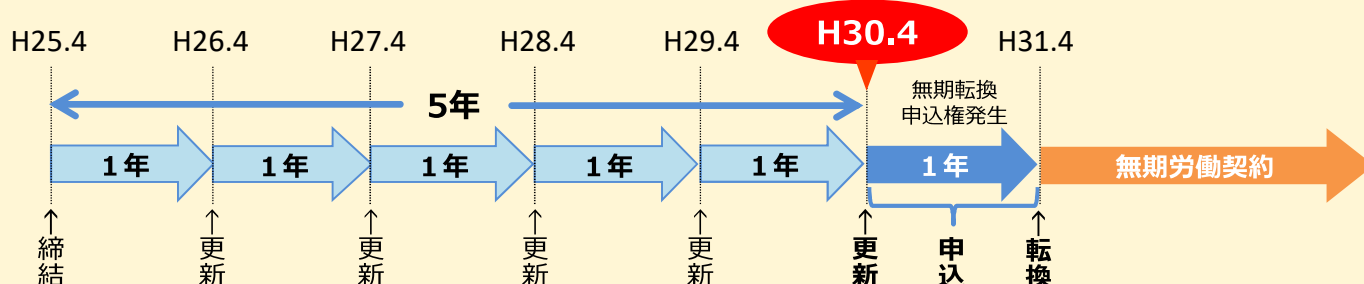


安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

無期転換ルールとは

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



無期労働契約転換申込書

殿

申出日 _____ 年 月 日

申出者氏名 _____ 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 _____ 年 月 日

職氏名 _____ 印

あなたから _____ 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。

児童扶養手当を受給されているみなさまへ

出張ハローワーク！ ひとり親全力サポート キャンペーン

臨時相談窓口を開設します！

令和元年8月
実施！



普段は忙しくてハローワークに来ることが
できないお父さん、お母さん、
児童扶養手当の現況届の提出の際に、
ぜひお越しください。
あなたのお仕事についての悩みを、
ハローワークにご相談ください。



- ・仕事を探しているが、見つからない。
- ・今の仕事より、条件のよい仕事を探している。
- ・もう1つ仕事を探している。

あなたの就職活動をハローワークと地方自治体が
連携して応援する制度です！

地方自治体
(福祉事務所等)

児童扶養手当
の支給



連携

ハローワーク

ハローワーク
(就職支援ナビゲーター)

職場定着に向けた
フォローアップを
します！

こんなメニューを提案・実施します！

就労支援メニュー

- ① キャリア・コンサルティング
- ② 職業相談・職業紹介
- ③ 職業準備プログラム
- ④ トライアル雇用
- ⑤ 公的職業訓練等による能力開発
- ⑥ 個別求人開拓

就職

常用雇用化

職場への定着

詳細は、ハローワーク・福祉事務所等にお尋ねください。

労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



●労働基準法が改正され、年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」（以下「計画的付与制度」という。）とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。なお、下記の時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

計画的付与制度を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

1) 導入例

例えば、2019年の夏季休暇に
導入すると？

年次有給休暇を土日、夏季休暇と
組み合わせて、連続休暇に。

土日の休日や夏季休暇に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて
大型連休にすることができます。また、点囲みのような日に年次有給休
暇をさらに組み合わせること（プラスワン休暇）も可能です。

2019年8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
山の日	振替休日	夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇	計画年休	17
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働委員会の窓から

平成31年4月1日～令和元年5月31日

労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

今期の事件の状況

- **審査事件**（労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度）
・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は**3件**です。
- **調整事件**（労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）
・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。
- **個別あっせん事件**（労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）
・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。

お知らせ

● 個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会の実施について ●

茨城県労働委員会では、労働問題に関する豊富な知識と経験を有する労働委員（弁護士、学識経験者、労働組合役員、会社役員など）による **個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会** を下記のとおり実施する予定です。どうぞ、ご利用ください。

なお、相談には事前予約が必要です（8月上旬から受付を開始します）。

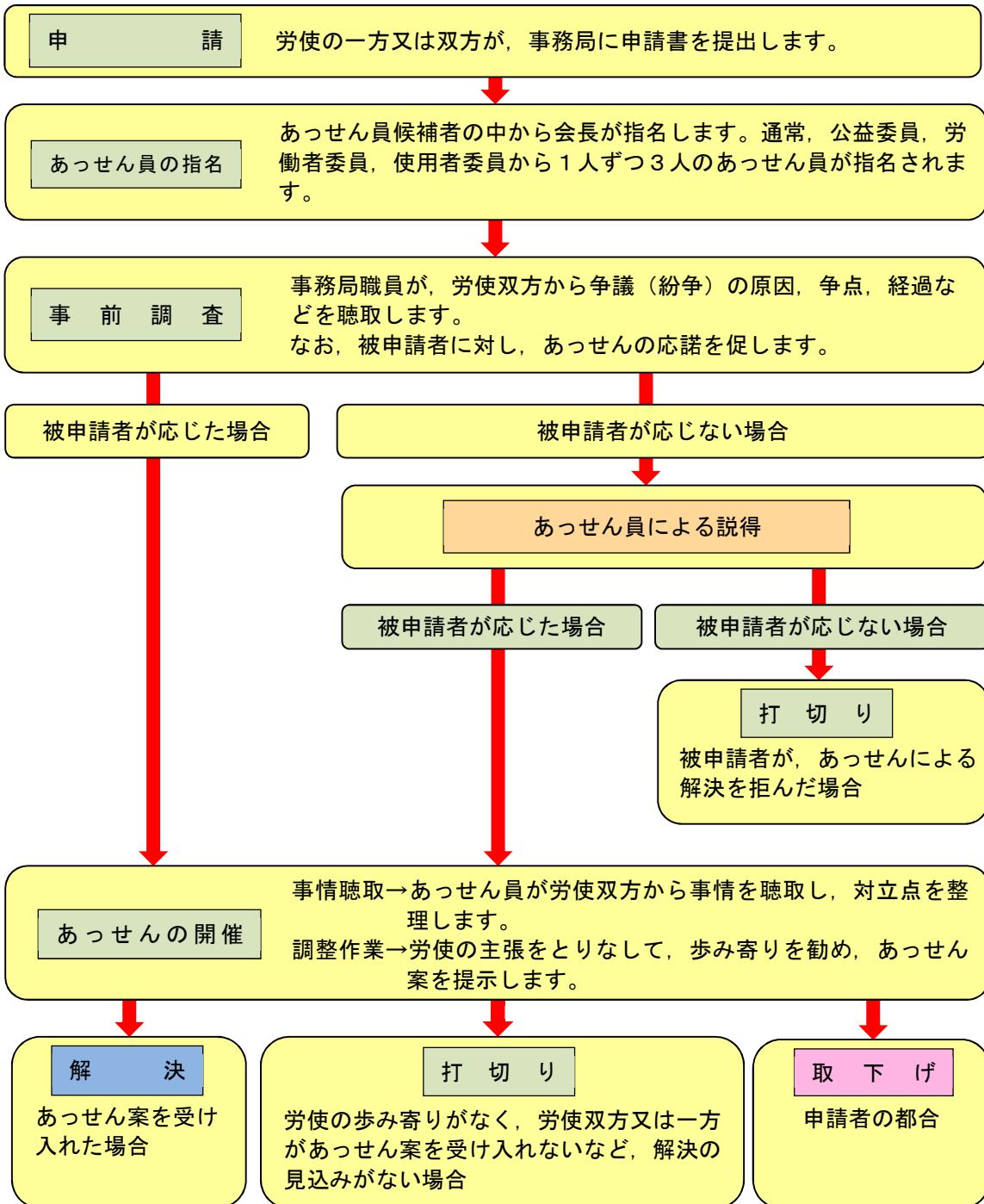
	日 時	会 場
第1回	9月19日（木）17:00～19:00	県庁舎 23階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町 978-6）
第2回	10月17日（木）17:00～19:00	
第3回	11月21日（木）17:00～19:00	

【対象者】 県内に所在する事業所の労働者及び使用者（雇用形態は問いません）。

※ 詳細は、労働委員会事務局総務調整課までお問い合わせください。



あっせんのながれ



○労働争議の調整、個別的労使紛争、どちらの「あっせん」もながれは同様です。



【お問い合わせ先】；茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
 TEL029-301-5563 (総務調整課), 029-301-5568 (審査課)
 E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
 URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
 ~労使紛争の迅速・的確な解決を目指します~

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいません（日本労信協保証）。

勤労者緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
- 【使途】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）
◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
- 【融資金額】100万円以内
- 【利率】年利1.7% 別途保証料0.7%
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

失業者等緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
- ・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
 - ・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
- 【使途】◆日常生活に必要な生活資金
- 【融資金額】50万円以内 【利率】年利1.2%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

育児・介護休業生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方で、次のいずれかに該当する方
- ・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して、休業後復職することが確かな方
 - ・子の看護休暇、又は介護休業を取得する方
 - ・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
- 【使途】◆期間中の生活費全般
- 【融資金額】100万円以内 ※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
- 【利率】年利1.5%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）



融資金利は、平成31年4月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

<お借入申込み> 中央労働金庫県内各支店
<お問い合わせ> 中央労働金庫茨城県本部 (Tel:029-221-4181)
茨城県労働政策課 (Tel:029-301-3635)

「経営者随行 インターンシップ」を実施します

茨城県では、県内外の大学生等を対象とした「経営者随行インターンシップ」を実施します。

現在、参加学生を募集中です。

- 1 実施日 令和元年8月～令和2年2月のうち、学生の夏季・冬季・春季休みの時期の1日程度実施予定
(後日、フォローのためのオフ会も実施予定)
- 2 参加対象学生 県内企業に興味のある学生(年次は問いません)
- 3 参加対象企業 県内企業

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL: 029-301-3645

茨城労働 Seed 7月号 第712号
茨城県産業戦略部労働政策課
〒310-8555 水戸市笠原町978番6
令和元年7月発行 TEL029-301-3635
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/ros/ei/rodo/seed/index.html>



茨城県公式バーチャル YouTuber
茨 ひより

